

## 介護人材確保・定着支援金

のご案内

武蔵野市内で勤務する**介護支援専門員等**の  
資格取得・更新・ステップアップ等の研修受講を支援します！

## 支援金額

## 研修受講料の全額

※研修の受講に係る費用（受講料）のうち、本人が支払った額が対象になります。  
※他の支援金、助成金、補助金、手当等の支給を受けているときは、その受給額を差し引きます。

## 対象者

いずれにも  
該当すること

- (1) か (2) のいずれかに該当する常勤職員または非常勤職員。
  - (1) 市内で介護支援専門員として勤務（介護支援専門員の知見を活用した業務）しており（予定含む）、次のいずれかの研修について、令和6年4月1日以降に受講を開始し、修了した。
    - ・介護支援専門員実務研修
    - ・介護支援専門員再研修
    - ・介護支援専門員更新研修
    - ・介護支援専門員専門研修  
（専門研修課程Ⅰ若しくは専門研修課程Ⅱ又はその両方）
    - ・主任介護支援専門員研修
    - ・主任介護支援専門員更新研修
  - (2) 市内で介護職員として勤務しており（予定含む）、資格等（介護施設等で勤務するために必要な法定資格）の更新のため指定された研修等について、令和6年4月1日以降に受講を開始し、修了した。
- 研修等を修了した日から3年以上継続して市内の介護施設等で勤務する予定  
※申請時点で市内の介護施設等で勤務していない場合は、修了した日から3カ月以内に市内の介護施設等で勤務を開始すること
- 介護支援専門員や介護職員等の職種以外と兼務して従事する場合は、介護支援専門員や介護職員等としての勤務時間の割合が半分以上を占める。
- 介護施設等の運営法人に直接雇用されている。

対象となる  
介護施設等

居宅介護支援、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、  
介護や高齢者福祉に携わる法人・団体  
※市内の事業所であること

※常勤は、週32時間以上または月128時間以上勤務とします。  
ただし、育児又は介護のための所定労働時間の短縮等の措置を受ける者・治療と仕事の両立ガイドラインに沿って所定労働時間の短縮等の措置を受ける者は、週30時間以上又は月120時間以上の勤務とします。  
※非常勤は、雇用保険に加入している者とします。（週20時間以上勤務。）



## 申請時期、支給方法など

申請方法  
支給方法

研修等の修了日からから150日以内に、本人から市へ申請（電子申請）し、審査後6ヶ月の勤務を確認した後、本人の口座に振り込みます。

必要書類  
※電子申請で  
添付

資格者証（写）、修了証明書（写）、研修費用の支払い証明書または領収書、支援金の振込先がわかる書類（通帳の写し等）、他支援金等の受給額が分かるもの（給与明細、通帳の写し等）※**該当者のみ**  
本人確認書類（個人番号カード、運転免許証等）の写し



## 申請方法

①QRコードまたは以下URLから申請フォームにアクセス

<https://logoform.jp/form/SK8e/549809>



②申請フォームで対象者の要件を満たしているか確認。

満たしている場合は、申請者情報の入力・書類の添付を行ってください。

③「送信完了」と表示されたら申請完了です。

## Q&A



Q1 申請者が武蔵野市民でなくても対象となりますか。

A 対象となります。

Q2 会社や勤務先から受講料の手当をもらっている場合でも対象になりますか。

A 対象になります。  
ただし、支給金額は、研修等の受講料から当該手当の金額を差し引いた額になります。

Q3 研修修了後、3年以内に市外の事業所に転職した場合、どうなりますか。

A 受給した支援金の全部または一部を市に返還していただく場合があります。

お問い合わせ先

武蔵野市高齢者支援課介護サービス担当（TEL 0422-60-1925）

制度概要は右記二次元コードからご確認ください。



各種研修・福祉職の悩み相談  
に関するごと

武蔵野市地域包括ケア人材育成センター（TEL 0422-20-3741）

